

平成23年2月3日
内閣府（防災担当）

「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」（第1回）
議事概要について

1. 検討会の概要

日 時：平成23年2月3日（木）12:00～14:00

場 所：内閣府（防災担当）特別会議室

出席者：室崎座長、田近、林、重川、新保、飯沼 各委員
内閣府 小森参事官 他

2. 議事概要

「被災者生活再建支援制度及び関連制度の概要」、「被災者生活再建支援制度の施行状況」「災害に係る住家の被害認定」について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。

<主な意見>

国会の附帯決議との関係で被災者生活再建支援法の検討が中心になることは理解しているが、支援法に限らず総合的な被災者への支援制度全体についても議論することが必要。

災害復興全般の制度のあり方について、原形復旧が原則の今のシステムでいいのか、省庁縦割りの補助制度のままでいいのか、被災自治体の裁量権を拡大すべきではないかという議論がある。

今年は災害対策基本法50周年に当たる。被災者生活再建支援制度の背景にある被災者の生活再建における国の役割といった大きな議論を語るべき時期に来ているのではないか。

住宅以外の面での被災者の公的支援においては、農業・漁業従事者への支援は手厚いが、個人商店や中小企業に対する支援は不十分であると感じる。

国、地方の財政が逼迫している中で、支援額が右肩上がりとなることに疑問がある。財政状況、公平・公正の観点から効率的な配分のあり方を検討すべき。公平・公正に関しては地震保険などの事前対策、自助努力との関係が論点になる。

支援法の中身は行くところまで行っていて、これを、これ以上引き上げる必要はない。今の支援法は膨らませる必要は基本的にはない。

社会の安定という観点から、ある程度、悪平等は承知で災害時には地震保険の加入・非加入などの自助努力とは切り離して一挙に、一律的な給付を行う現行制度の考え方も肯定できるのではないか。

現行制度では、都道府県が600億円拠出した基金があり、国が2分の1を補助するので、1,200億円程度の災害までしか耐えられない。首都直下地震もさることながら、確実に発生するであろう東海地震、東南海・南海地震など、大規模な災害を念頭に入れた上での制度設計をしなければ、単なるばらまきになってしまう。数兆円かけても現行制度で支給すべきかを先に決定した上で、その中で公平・公正の観点から効率化や改善点を議論すべき。こうした問題は国民に情報を提供し、みんなで考えていくことが必要。

1,200億円程度までしか対応できない財源の中で数兆円必要な大災害にも対応する制度でよいのか。このような制度の中で例えば支給限度額を500万円にするということは財政的にありえない。国、都道府県には国民の負担を増やす覚悟があるのか。国がどの程度の額まで負担する必要があるのかから議論を始めればよい。

超大規模災害については、国の負担として対応すべきである。

支援金を支給する上で自治体に事前対策を要求することも考えられるのではないか。事前対策が不十分な自治体に必要に応じて改善を求めるようなことがあってもよいのではないか。

事前対策で被害を減らすことは重要。支援金が3兆円必要な災害が発生すれば1～2万人の死者が出てしまう。適切な事前準備をすれば首都直下地震でも何十万という火災が防げるし、例えば必要な支援金が3兆円から2兆円に減らせるかもしれない。

東海地震、東南海・南海地震など被害が想定される地域について、基金への拠出比率（世帯数割8割、均等割2割）を見直した上で、地震保険など事前対応の促進状況によって負担率を軽減するなど、自治体への事前対策のインセンティブ作りも大切である。

制度設計については、100年、200年といった長期的な視点で考える必要がある。地震の発生メカニズムを考えると、大規模なプレート境界型の地震の前に小・中規模な中越地震クラスの直下地震による災害が5～6回連発する可能性が高い。さらに大規模の後にも小・中規模地震が発生することもあり得る。例えば木造戸建住宅という住み方そのものの転換に取り組んで、耐震性が上がるような取組にインセンティブを与えるようなことも考えられるのではないか。

災害への危険度、将来の災害可能性によって都道府県から基金への拠出比率を変えるという議論は過去にもあったが、危険度の算出方法や、これまでに実際に災害が発生した実績等を考えると現実的には難しい。

事前対策の取り組み状況は地域によって違い、例えば東京と地方では現時点における耐震化比率が大きく異なる。取り組み状況によって支援や拠出率を変えるために現在値によって比較するのか、今後の伸び率によって比較するのか等、統一的な基準を設定することは困難ではないか。

兵庫県のような共済制度は、地震の連続発生に耐え切れず、制度として成り立たない危険性がある。複数回の災害に対しても対応できる制度設計が要求される。

半壊を支援対象に含めるとした場合、全壊、大規模半壊に比べ非常に数が多いため多額の財源が必要となり自治体職員の業務量も膨大になる。

現行制度は住宅を中心に置きすぎているのではないか。行政は支援金の支給をもって被災者の生活支援は終わりというのではない。高齢化の進展、社会関係の希薄化に伴い、行政は被災者の人生の立て直しのコンサルタントの役割を担う必要がある。

生活再建に携わる自治体職員の業務は制度の説明や申請手続きなどの業務がほとんどで、生活復興のコンサルタント的な業務はあまりなされていない。こうした傾向は集合住宅の住民に対しより一層に顕著である。

仮設住宅では、自治体は提供した責任等から入居者に非常にきめ細かな行政サービスを提供し、被災者一人ひとりの生活再建を支援している。こうしたサービスは人件費などを貨幣換算すればかなりの金額であり、渡し切りの支援金のみでは非常に貧弱な被災者支援しかできなくなる危険性がある。

災害時の被災者生活再建支援業務については、急ごしらえで人員が集められ職員にノウハウがない中で行われているのが現状。被災者へのさまざまな支援制度の自治体内での認知度向上や窓口での役割の徹底、行政では対応できない分野についての専門家、民間企業による補完、その際の費用負担など各種支援の現場での運用について新たに検討すべきではないか。

地方自治体独自の支援制度について様々なものがあるが、災害発生後に支援策が講じられたものが多い。地域格差の問題も生じるし、他地域の被災者との公平・公正を念頭に置く必要がある。

支援金の給付や住家の被害認定について、現在検討されている国民IDを使用することが効果的。各種支援の給付状況や地震保険の加入状況などの一元管理ができ、税の減免などは自動的に行える。

国民IDの活用により、災害時の自治体職員の膨大な仕事をシステムとして減らすことは、コスト面からも大切。

国民IDは有効であるが、大切なことは被災者との間に継続的な関係を築くことであり、被災者に関するデータや提供したサービスの履歴などを記録した被災者台帳の作成を進める必要がある。

災害救助法に基づく応急修理制度は被災者にとって非常にありがたい制度だが、手続きが非常に煩雑である。また、瓦礫処理に対応した制度も被災者生活再建支援制度や災害廃棄物処理法等、複数あるなど分かりにくいため、住宅の解体・撤去から再建・補修まで複数の制度にまたがっているものを一本化し、支援金の有効活用、行政の負担軽減を図るべき。

半壊を支援法の対象とした場合、渡し切りなので被災者の支援金の使途も不明瞭になるのではないか。